

平成29年度 第2回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会議事録（詳細版）

1 日 時 平成29年6月28日（木） 14時00分～15時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部 会 長 波岡 和昭 ((株)街NAMI代表取締役)  
副部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学専任講師)  
特別委員 島野 治人 ((株)根室市観光開発公社専務取締役)  
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)  
特別委員 金子 ゆかり (有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長           | 伊藤 尊之  |
| 十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長     | 相樂 祐介  |
| 十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事    | 森越 愛   |
| 十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事    | 國枝 佑多  |
| オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任 | 小林 和哉  |
| オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 | 鈴木 遥菜  |
| 釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長     | 山野井 善正 |
| 釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主任    | 武村 耕樹  |

4 傍聴者 なし

5 審議事項

(1) 「(仮称) マックスバリュセイリョー店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

(1) 「(仮称) マックスバリュセイリョー店」(帯広市)の法第5条第1項(新設)の届出について、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 既存の小売業の面積について

既存の小売業面積は、約300坪(990㎡)であることを確認。

- ・ 出入口①及び⑤の現状(トラブル、事故など)について

現状においては、出入口に関し、事故等のトラブルは発生していないことを確認。

また、出入口に面している弥生新道の交通量を確認の上、来客自動車の入出庫は比較的スムーズな状況であることも確認

- ・ 隣接の温泉施設との一体的利用について  
 大店立地法の考え方として、温泉施設は公道で隔てられていることから、あくまで別施設の扱いとなることを確認。  
 しかしながら、設置者として、完全にそれぞれの来客を分断することは難しい状況であることを踏まえ、温泉施設の事業者とも協力しながら、円滑な運営に努めていく意向であることを確認
- ・ 営業終了後の店舗のバリカー閉鎖について  
 届出店舗と隣接の温泉施設の営業終了時間は、両店舗とも24時となっており、バリカーによる閉鎖は問題ないことを確認
- ・ 出入口①及び⑤の入出庫に関し、側道（副道）の正しい進入方向（一方通行なのか等）について  
 副道は、交互通行可能な道路となっており、実態として、交通量は少ない状況であること、また、入庫方法として、本線から駐車場への入庫、あるいは、一旦副道に入ってから入庫のどちらでも問題はなく、かつ、自動車が交錯する危険性も低いことを確認。  
 また、道路管理者である十勝総合振興局建設管理部に確認し、弥生新道の副道の通行に関しては、公安委員会（警察）とも協議済みであり、今のところ、特に交通規制（相互通行可能）はなく、今後も規制する予定はないとのことも確認
- ・ 夜間の機器毎の最大音源の予測結果に関する懸念について  
 予測においては、常に全ての機器が100%フル稼働しているものとして予測しており、より安全側で算出していること、また、予測方法の内容を再検証した上で、現地確認を行った結果、住居壁際では、店舗機器からの距離がかなり離れており、機器の騒音自体ほとんど聞き取れない状況であることや現状で苦情等がないことも踏まえ、夜間における機器毎の騒音については、住居への影響は少ないものと推察されることを確認
- ・ 看板の強風対策について  
 看板については、日頃の目視による点検をはじめ、定期点検を実施しており問題ないことを確認
- ・ 排雪の対応について  
 設置者として、必要駐車台数の確保、見通しの確保を考慮しながら、あらためて適切な排雪に努めていく意向であることを確認

## イ 質疑、発言

（部会長）

- ・ 事務局から、本当に詳しい説明をいただいた。また、それに先立ち詳しい資料の作成や現地調査までしていただき感謝。心からお礼を申し上げる。他の部会ではここまでやってくれる事務局はないと思う。

(委員A)

- ・ いちまるから、マックスバリュに経営者が変わることによって、空調などの設備も変わるということなのか。

(事務局)

- ・ 今回は、機器について更新はない。(既存にある店舗を)そのままの状態を使うことになっている。

(委員A)

- ・ 届出書P27の機器毎の騒音予測の図面に関し、西側のアパートの方で予測されているが、南側の住宅の方が空調機から近いような気がする。南側の住宅については、空調機4と5の影響について検討していないのか。

(事務局)

- ・ 南側の住宅への騒音に関し、空調機4、5などが全く影響しないのかと言われると、難しいところはあるが、今回は、騒音予測の方向として、空調の正面方向で、予測しているところ。南側に関しても、予測は可能だが、影響はそれほどないという認識。
- ・ なお、ご指摘については、事業者には伝えるとともに、今後、届出を確認する際に、参考とさせていただきたい。

(委員A)

- ・ 機器については、経年劣化などで音も大きくなることもあると思うので、その点も気をつけるよう、事業者には伝えていただきたい。

(委員A)

- ・ 敷地周辺の樹木について、緑化という観点からも、マックスバリュが引き続き管理するのか。きちんと管理するなど、(配慮事項として)明文化しておいた方がよいのではないか。持ち主が変わった場合、景観が荒れてしまうことがあるので、定期的に手入れをするなど、何か約束があるとよい。

(事務局)

- ・ マックスバリュが引き続き管理していく。明文化はしていないが、基本的には現状は変えないで、使うと聞いているところ。あらためて、緑化を継続していただくよう、事業者には伝えておく。

(委員A)

- ・ 駐車場の排雪に関し、従業員の駐車場が堆雪エリアとなっていたと思うが、従業員の駐車場の確保は大丈夫なのか。

(事務局)

- ・ 雪の置き場については、従業員駐車場を一時的な雪置き場として使用し、適宜排雪することになっており、これが一気に埋まることはないと考える。

また、P52の配慮事項に記載があるが、従業員駐車場は、あくまで、一時的な堆雪の場所となっている。なお、店舗によっては、雪専用の置き場を確保しているところもある。

(部会長)

- ・ 客が来るまでの一時的な雪置き場という考え方なので、大丈夫だと考えている。

(部会長)

- ・ 環境という意味では緑化は大事である。
- ・ また、駐車場に関し、バリカーで仕切ってしまった場合、その影響として、(温泉施設の客が)住宅前などへの迷惑駐車が増えないように呼びかけが必要。

(事務局)

- ・ 温泉施設の駐車場は、確認したところ131台あり、広い駐車場なので、あまり迷惑駐車はないと思われるが、温泉施設の事業者にも協力するよう呼びかけていく。

(委員B)

- ・ 副道(側道)に関し、双方向通行可能とのことだが、どちらかの通行を推奨しているのか。

(事務局)

- ・ どちらかの通行を推奨してはいない。実際、現場確認したところ、道幅も広く、2台すれ違うくらいのスペースがあった。

(部会長)

- ・ 副道を規制すると、逆に危険性があるのではないか。

(委員C)

- ・ マックスバリュの南側の道路に関し、温泉施設に行く人は、南側の道路を通ると思うが、通行により、周辺住宅への影響や交錯の危険性はあるか。

(事務局)

- ・ 今のところ、事業者から交錯等の話は聞いていない。今後、事故が(頻繁に)起きるようなら、規制等も必要になると考えるところ。

(部会長)

- ・ 基本、既存の施設(店舗)を利用していることや住民から苦情等もないことから、(環境への影響は)問題ないと考えられる。

(委員B)

- ・ 現地調査していただき感謝。騒音の心配もなくなり良かった。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

## 7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、添付のとおり